

テリトリアリティの変容と文化——液状化社会に際して

寺尾智史

1. 巨大なEUの高く聳え立つ外壁——テリトリアリティの権化としてのEU？

本論では、テリトリアリティと文化の関係について、グローバリズムの中、人の流れがますます流動化する中、既存の文化、特に少数者の文化がどのように影響を受け、変容していくか、そしてそれをどう捉え、文化政策に反映するかを考察した。この考察を進めるにあたって、まず、筆者がフィールドワークを行ってきたヨーロッパの動向から論を起こす。

ヨーロッパ連合(EU)の今後は、EUを取り巻く混沌とした世界、マグレブ、エジプト、トルコ、セルビア、ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、そして広くアジアやアフリカとの今後の付き合い次第に、それがかかっている、というのは議論を待たないであろう。とりわけ、2011年の年明け早々、イタリアの足元チュニジアに起きた「ジャスミン革命」を皮切りに、中近東各地に飛び火する「民主化」の嵐は、燎原の火のようにEUの壁を取り巻いて燃え盛っている。彼らは、EUの壁の内側がもたらしたモバイルかつポータブルな通信を手に入れ、EU市民の共通理念ともなっているフランス革命の「自由・平等・友愛」をボーダレスに訴える方法をはじめて手中に収めた。だが副作用として、EU域内に大量の政治難民、経済難民、移民が流れ込むことにもなる。

このような状況の中で、(チュニジアと同じマグレブの)モロッコの中に、スペインの飛び地として異彩を放っている都市セウタ Ceuta やメリヤ Melilla のような EU 地域の最果てには高く聳える城砦があり、そして、昨年の報道によれば、同じようにヨーロッパ=トルコとギリシアの国境となっているエプロス川沿いにもフェンスが立ちはだかろうとしている¹。それは、米国とメキシコとの国境のうち、東半を占めるグランデ川 Rio Grande を渡って密入国する中南米人は、「背中の濡れた人」を意味するウェット=バック Wet-back と呼ばれるが、そのヨーロッパ版とも言える²。その外壁が高くなればなるほど、EUは近代の遺物にしがみつく巨大なブロック体のようにみえてしまうのである。EUも、かつての「鉄のカーテン」、「竹のカーテン」のように、「カーテン」を引こうとしてはいないのか？

ナポレオンは「自由・平等・友愛」というモットーを血の代償で贖いつつ世界に弘めた。そうしたモットーで響きあうことのできる「公共圏」として EU が形成されたのではあるが、それが届く範囲を、キリスト教が弘めた域内まで、と見定め、それ以上の拡大を諦めたのであろうか？

もしそうだとしたら、EUは、その大いなる矛盾をその内部に胚胎せざるを得ないのでないだろうか。というのも、フランス革命を境に近現代ヨーロッパが育ててきたモットーにもう一つ、政教分離の原則があったからだ。

はからずも EU の深化にとって不可欠である欧州憲法条約(ローマ条約)のプロセスが動き始めた2001年以降、「キリスト教的価値観」がヨーロッパの基層であり、これを共有しない「よそ者」が EU に入ることに難色を示す議論が目立った。現に、EU各国での承認を待つことになった欧州憲法案には、ヨハネ＝パウロ二世やポーランド政府が主張した「キリスト教」という文言そ

¹ <http://www.guardian.co.uk/world/2010/oct/25/armed-eu-guards-greece-turkey> (2011年1月10日接続)

² EU加盟国であるブルガリアもヨーロッパ=トルコとの国境線を持つが、2011年2月現在、ブルガリアが(ルーマニアと同じく)シェンゲン協定への加盟審査中で、入り込んだらその後EU内のどの国境を越えようとも協定上は国境検査を受けないはず(実際は国際列車やバス等についてシェンゲン内の国境線上でも身分証明証の抜き打ち検査をして不法移民を摘発しようとする国はある)のシェンゲン・ゾーンに含まれないので、トルコ側からブルガリアに密入国してもそこから他の国には合法に移動できないため、わざわざこちらを越えようとする者は少ない。

のものは盛り込まれなかつたが、その前文冒頭に、「人間の不可侵かつ不可譲の権利である自由、民主主義、平等という普遍的な価値、および、法の支配を発展させてきたヨーロッパの文化的、宗教的、人間的な遺産から発想を得て、欧洲大陸の分断を終えるという歴史的な重要性および将来の欧洲を建設するための確固たる基盤を創造する必要性」がEUの根本理念であると明記されており、欧洲憲法条約が不成立に終わった後も、成立に至ったリスボン条約に受け継がれている。リスボン条約の締結式が、ポルトガルにおけるローマ＝カトリック教会建築の最高峰、ジェロニモス修道院 *Mosteiro de Jerónimos* の中であったことは、いかにも象徴的である。

欧洲憲法起草において中心的役割を果たした欧洲将来像協議会(欧洲の将来に関するコンベンション la Convention sur l'avenir de l'Europe)で議長の任にあったジスカールデスタン元フランス大統領 Valéry René Marie Giscard d'Estaing (1928-、フランス大統領 1974-81)が、2002年11月上旬に『ル=モンド』へのインタビューで述べた、「トルコはヨーロッパの国ではない」「ヨーロッパの外への EU 拡大は原則的な問題を引き起こす」「私の意見を述べるならば、トルコの加盟は欧洲連合の終焉を意味する」という有名な発言に欧洲の岩盤が露出しているように見える³。そのジスカールデスタン本人は、2005年4月4日の『フィガロ月曜版』におけるインタビューでの、議長時代を回顧した発言では、「EU 憲法に関する交渉の際、ヨハネ=パウロ二世は『キリスト教』に言及するよう強く主張したがその希望を私は受け入れなかつた」と述べ、また、「憲法が 25ヶ国で承認される必要性がある以上、不可能だと答えた」と述べている。このことからも、「宗教的な遺産からの発想」という欧洲憲法案前文、もしくはリスボン条約前文の文言は、ヨーロッパという領域に分布した多様な宗教群、すなわち、アニミズム、キリスト教、ユダヤ教、イスラーム等を複数で指すものでなく、单一の宗教、すなわち「キリスト教」という文言を明確に入れるかどうかをぎりぎりまで検討したあげく、それをややぼかした格好で書き入れたものであることがわかる。

結局、EU は、ローマ教皇が成し遂げたラテン＝クリスチダム(「ローマ＝カトリック」)、東ローマ皇帝が取り持つオーソドックス＝クリスチダムの統合的再現の性格を強く持つのであろうか？

もし、そうであるならば、EU という新たなクリスチダムのテリトリーに流入する異教徒の群れは、もし受け入れられたとしてもキリスト教的チャリティによって仮住まいを許容される他者であり、異教徒である限り統合可能性の低い異分子なのであろうか？ 言い換えるならば、EU は、欧洲内の平和を希求する強いパトスを、欧洲だけでなく世界を覆うことさえ可能な普遍的ロゴスに深化させる強い意志の上に成り立っているのか、それとも、地域限定期的な文化要素の枠組みをそのまま利用した地域ブロックにとどまるのだろうか？

もし、後者のような側面が強いのだとしたら、EU をモデルに唱えられることがある他地域の「共同体構想」について、宗教面を含め、ヨーロッパ以上に多様性の高い場合の多いこれらの地域において EU を参考にする部分はごく限定的になるのではないだろうか？

他方、東アジアはどうだろうか。日本語には、「一所懸命」という熟語があるが、これは、日本列島で古来より、「テリトリアリティ」が強く意識されたひとつの証左だといえる。現在のことばは「一生懸命」と転化し、ことばの焦点が土地から人間(人生)に移っている。ただし、人間のテリトリアリティに対するメンタリティの変化はことばの移ろいよりも遅く、依然としてそれに固執している人間が多いように思われる。

アジアにしろ、欧洲にしろ、交通手段・通信手段の発達によってますます世界が液状化している今、「地域連合」や「地域共同体」といった、「籠の中の幸せ」は、もはや架空のものなので

³ <http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/2420697.stm> (2011年1月10日接続)

そうなステージで率先してそこから脱却し、価値を属地から、自分自身、すなわち属人にシフトさせようというのであるから、驚きを禁じえないわけである。

しかし、少し角度を変えると、EU 域内で、当の EU 自身が、特に文化的政策において、これに逆行する施策を進めていることも見える。その一例が、「地域言語・少数言語保全」政策である。

私が常々フィールドしてきたのは、主にポルトガル北東部で話されているミランダ語と、スペイン北西部、ピレネー山脈南麓で話されているアラゴン語、そしてイタリア半島南部やシチリア島である。ヨーロッパ南部の周縁地域をフィールドにするのは、それらが、日本列島の少数言語を保全するうえで、大きな示唆をあたえてくれるのではないか、と考えてきたからである。

ヨーロッパの言語多様性保全の動向には大いに注目しており、それを我々の言語多様性保全に応用できないかと考えるのであるが、その前に、大いに悩まされていることが一つある。

その悩みを端的に表わすことばが、EU や欧州評議会で使われている「地域・少数言語」*Regional or Minority Languages / Regional and Minority Languages* というものである。このことばは、例えば、欧州評議会 Council of Europe の「地域・少数言語憲章」、ECRML : European Charter for Regional or Minority Languages というヨーロッパの少数言語保全の基本理念に関わる体系にも使われている。これらの用語において、少数言語保全の上で、「地域」は、不可分の用件であり、テリトリアリティなき言語保全は、「伝統的移民言語」であるロマ語やイディッシュ語などの例外を除いて、原則対象としないことを示している。

しかし、少数言語保全の担い手は、言うまでもなくそのことばの話者である。しかし、EU において、一人ひとりの話者はこれまで述べたように、「移動の自由の原則」を付与され、それを行動規範として生きることが望まれている。ここに、地域に根ざすこと、即ち固化された、ソリッドなテリトリアリティが求められる少数言語と、地域に縛られず、自由に行き来することが求められるその話者という、矛盾した構図が露になるのである。

少数言語は、国民国家の周縁地域に「水たまり」のように残存することが多い。EU 域内であれば、ブルトン語やウェールズ語、フリースラント語などはその実例といえるが、これらの地域では、交通機関を使えば数時間以内でアクセスできるような、比較的近隣に経済活動の中心があり、人口が極端に減少することはない。少数言語の母語話者が分布地域に居住し、経済活動の中心まで通勤することもあり得る。田舎暮らしに憧れる非母語話者の搅乱に晒されることは問題となろうが、逆に、彼らやその子どもに少数言語の習得を居住の条件とすることは出来るだろう。それが倫理的に許されるかどうかは別にして。

しかし、私がフィールドとしているような南欧の山岳地帯はわけが違う。母語話者が移動の自由の権利行使をし、職を求めて大都市へ向かうと、母語話者にしても、非母語話者にしても、彼の不在を補完する人間はほぼ現れない。イベリア半島で「(社会的)砂漠化」desertificação と呼ばれているこの過疎化の進行によって、少数言語の地域言語としての姿は、有名無実化しつつある。これは少数言語に限らず、「伝統」という冠で語られることの多い地域文化全般にいえることだ。

この現状を見る限り、少数言語保全にも移動の自由の原則を適用すべき時期になっているのではないかと思う。すなわち、ある少数言語の話者がパリにいるなら、パリでその言語を話し、子どもに教育を受けさせる権利を保障する、というあり方である。

しかし、ここで次のような問題が起こる。すなわち、EU 加盟各国の公用語だけでもその扱いに手を焼いているのに、大都会の中で蝋集する「リキッド・マイノリティ」が話す少数言語の権利まで支える人材面、財政面の余裕があるかということ、そしてもう一点、大都会での移民言語と化している EU 辺境の「地域少数言語」を教育の対象とすれば、不法移民であろうと人権上教

育を授ける義務がある⁷ EU 域外からの移民の子どもへの母語での教育も考慮せざるを得なくなるだろうということ。同じ移民言語でありながら、対象学生数の多寡に関わらず、EU 域内の少数言語で教育を受ける権利は認められ、域外のことばの場合は却下されるのでは、不公平さが歴然としてしまうからだ。(一般的に言語多様性に理解が薄い「新興経済国」を除く)世界中を覆う不況に伴い各国政府とも大幅に税収を減らしている中、こうした問題点を緩和する方法を探ることは益々重要になるが、その一つとして「請求権」を挙げることができるだろう。これは、誰もが言語的多様性を担っている可能性がある中で、自分のことばの継承について意識的である人、または言語コミュニティがそれを涵養することを政府に「請求」し、実現される権利を有する、という考え方である。この方法論は、テリトリアリティを元にした「一地域一地域言語」型の言語保全が、農村地域での過疎化をきっかけにリキッド化し、人口が都市に過度に集中するようになってきている現代社会によりマッチしたものといえる。

しかし、こうした請求権を行使するのは、申請などを履行するうえで高度なリテラシー、またはそれを代行してもらうための高額な費用が必要となる場合を考えられ、危急に(どういう状況が「危急」なのかは相当程度主観的判断に頼らねばならない部分も大いに問題であるが)保全が必要な言語を話す母語話者、言語コミュニティが放置される恐れがある。この状態に陥れば、「母語を話す権利」のユニバーサルな保障という理想から考えれば、対極の惨めな状況だといえる。このことは、移動生活が主体で一般的に教育を受ける機会を得にくかったロマ人の話すロマ語の継承などに典型的に現れている。これを阻止するために、言語保全に関するキュレーターやファシリテーターを各自治体に設置する方法があり得る。無論、この分野に関わる人材は高度な社会言語学的知識が必要となろう。いずれにせよ、社会的意識の高まりが無い限り、遂行には難しさが伴う。これを実現させるには、言語的多様性への基礎的理解を促す教育が広汎になされ、グローバル化した社会の中、ますます困難になる少数言語政策を遂行する土壤が形成されているかどうかにかかっているといえる。

4. ディアスポラの逆説化——「追放の辛酸」と「残存における辛苦」の逆転

ここまで、少数言語保全で見たように、マクロなグローバリズムの進行と、それに伴うミクロな人間社会の液状化に直面している現在、少数者の文化保全は非常に厳しい環境に置かれており、さらにこれまでの「地域割り」の、テリトリアリティに準じた保全施策は社会の実態とマッチせず、時代遅れになってしまっている。

それでは、「テリトリアリティ」が崩壊したあとのグローバル化・液状化した社会において、もしも成り行きに任せて放置すれば、少数者の文化はどのような経過をたどることになるだろうか? ここでは、すでにその傾向が明瞭に現れつつある、「ディアスポラ」と「ピジン=クレオール」という切り口から見てみる。

テリトリアリティという尺度が最も原則的に具現された場というのは、あくまでミクロな見方をするならば、「同じ土地で何世代も安定的に耕せる状態」ということになろう。人間の生の根源である食料確保において最も重要なことは、それを生産する場の維持だからである。

神から与えられたはずの「約束の地」から追い出され、家庭菜園さえまらない都市のスラムをゲットーにして蝕食するディアスポラが、辛苦と悲哀の象徴として捉えられた事由もそこにある。しかし、産業構造の変化によって、農業よりもたやすく食料を確保し、さらに食料確保に汲々とすることなく、安楽に生きることが出来る場であると実感できる空間が都市に出現すると、「生と食と土地」というテリトリアリティのものさしの目盛りにひずみが生じることになる。

⁷ 日本の憲法上、合法的に居住している非日本国籍者でさえも初等教育が義務化されていない。

さらに都市におけるインフラ整備が進み、蛇口をひねれば水が、スイッチを押せば光や温度調節が得られるようになると、テリトリアリティの幸福な実現であるはずの、農村の不便さが身に沁みて感じられるようになる。こうなると、農民たちは都会に憧れ、社会的制約のない限り、こぞって都会に出るようになる。最初は近くの田舎町で満足するかもしれないが、首都へ、国境を越えてもっと大都会へと、奔流のように人々が動き出す。それは、都市という巨大なコミュニティが農民をコミュニティごと吸い取るような勢いである。特に、高速道路や幹線鉄道の完成によつてテリトリアリティで結ばれていた人々はそこから切り離され、いわゆる「ストロー現象」で形容されるように、加速度的に都会に出てくる。

さて、彼らは、「ディアスポラ」なのだろうか？

ディアスポラの近接概念として、難民が挙げられる。では、難民とディアスポラは何が違うのだろうか？ 難民は主に個人から家族単位を想定しているのに対し、ディアスポラはもっと大きなコミュニティを指していることが多い。狭義には、ローマ帝国内だったパレスティナから追放されたユダヤ人のことを指すが、その原義も影響してか、宗教や風習を固守し、そのことによって他のコミュニティから迫害を受け、それから逃れるためにコミュニティを維持しながら飄泊する集団、というのが典型だろう。

それでは、難民がいつもコミュニティから切り離された個人や核家族か、といえばそうでない場合も多い。マスコミに取り上げられるような規模を持つに至った難民は、いびつであれ、逃れた先にコミュニケーションのネットワークを持つのが常である。極めて恣意性の強い、極端に狭義の限定的用法になりがちな法的位置付けは別として、ディアスポラか難民か、というのは、単に論者の視角や言い回し次第で異なる、というのが公平な見方と思われる。

近年、難民の定義も軟化している。いわゆる LDCs (後発開発途上国 Least Developed Countries)、「破綻国家」や「失敗国家」などから命からがら逃げ出してきた人々は、彼らにリテラシーがあろうとなかろうと、国内でどんな身分であろうとなかろうと、人道上の配慮を要する難民であることは論をまたないであろう。しかし、あからさまな迫害、極端な飢餓などに直面せずとも、それまでは痩せた土地を「貧農」として守ってきた人々がその土地を捨てるとき、現代における都市の享楽的な生活に身を賣す側の人間からすれば、かれらを経済的な難民、すなわち経済難民と見なすに十分な幸福の格差がある。

近年ブラジルから日本列島に来るいわゆる「デカセギ者」のうち、特に東海地方に集住して暮らすコミュニティを指し、彼らがまとまって住む公営住宅群をゲットーに見立て、ディアスポラと比定する論者もいる。貧困にあえぐことはあっても、彼らの中にブラジル社会で迫害の記憶を持つ者はわずかであろう。経済的、インフラ的安樂や治安上の安心をのぞけば、日本社会からの差別や言語的にマイノリティになることの方が精神的にきついものだろう。かといって、彼らに(一部の)ユダヤ人のような強烈な「伝統継承」の意志は感じられない。難民で見たようにディアスポラの定義もまた、軟化し、多様なものとなっている。

では、現代、痩せた土地に残った人々はどうであろうか。一部の人間は、「残存者利益」に預かることもできるだろうが、それには条件がある。広大な土地を管理するだけの資本と能力である。この場合、残念ながら先祖代々の知恵はほとんど役に立たない。補助金などを獲得し、機械化、多角化をすすめるだけのリテラシーがものを言う。しかし、こうした人間は、近世以来、都市に住み、不在地主となってリテラシーに預かれない人間をこき使ってきた側だったであろう。

結局、「そこ」に残ったものは、リテラシーから隔離されていたために、都市の安樂な生活の情報を持たないか、それを噂に聞いても、自分に備わった状況からあきらめてしまう人々であろう。私自身、ポルトガル北東部のミランダ語が本来分布していた地域をフィールドワークしていた時、地元の農民や牧夫に「字さえ読めたら、こんなところにいないのに」と言われた。経済的状

況から、学校に満足に通えず、その是非はともかく、農村を捨てる自由の羽であるリテラシーから遠ざけられた人間の生の声であった。

かれらが自らを、自らの文脈で語る術を持たないサバルタンであることは間違いないが、それでは、こうした人間は、「選択がないため消去法で仕方なく残る」人々であって、経済的に困らないだけの富を約束するような特産品でもない限り、そこには積極的な理由は見つからない。さらに、近年日本列島で問題になっている「限界集落」のことば通り、コミュニティが瓦解するほどの過疎化圧力を受け、スペイン語やポルトガル語で「集落の砂漠化」と呼ぶ空洞状態の農村で、人的ネットワークも「ライフライン」と呼ばれるような基本的なインフラも崩壊してゆく中、リテラシーも満足でないまま貧苦にあおぐ姿は、近代における都市のゲットーの劣悪な環境と比肩できるような厳しさを味わっているのである。

こうしてみると、現代社会において「過去ディアスporaによって当事者が味わったような苦難」を、今最もじかに感じている人は、社会的、身体的、能力的制約によって都市に移住できず、貧しい農村地域に残らざるを得ない人間ではないだろうか。

「ディアスpora」の逆転現象は、取りも直さず、土地への価値意識を中心に形成されてきたテリトリアリティの変質を一番「マージナル」の位置で示していると思われる。

5. 現代でもクレオールは生まれるか？・ピジンは媒介足りえるか？ ——言語接触の「フラット化」

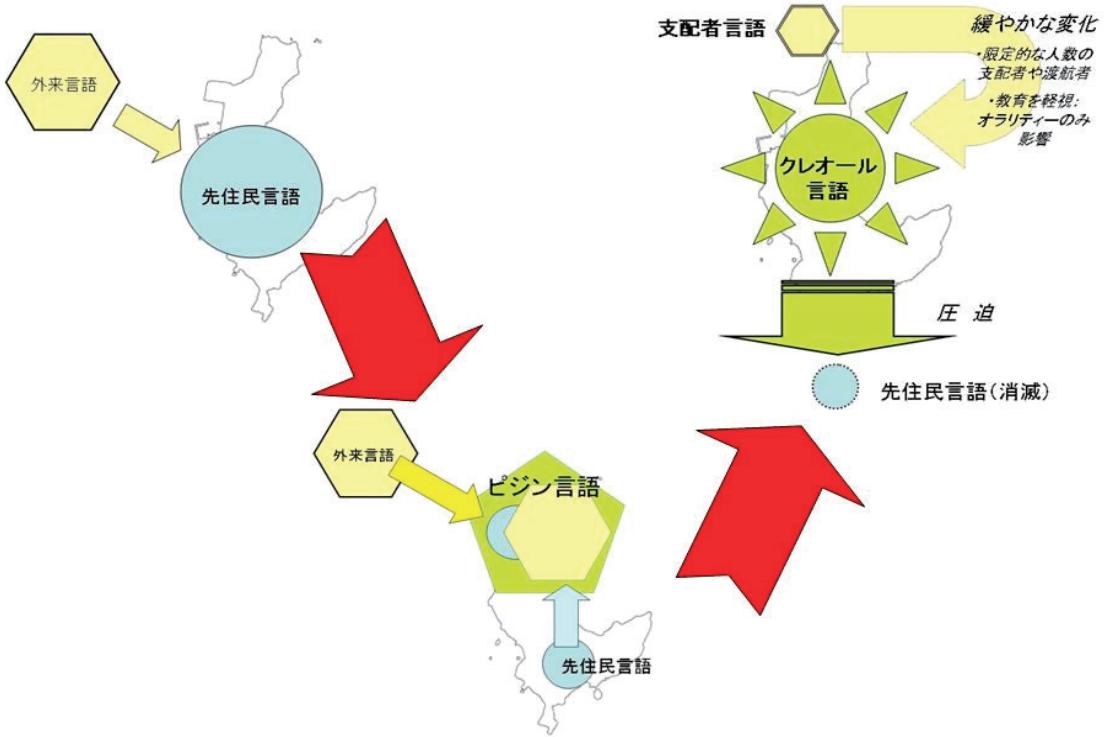
もう一つ、テリトリアリティによる「隔離」の壁が無くなることによって起こりうる事態についてみてみたい。

それは、ピジンとクレオールの問題である。特に、島嶼のような地理的に隔離された地域において、「文明」を背負っていることが多い外来言語が侵入すると、本来コミュニティで話されている言語では外来者との意思疎通が難しいので、外来者の話すことばの語彙や統語法などの言語形態を取り入れる形で、コミュニティ構成員の間で、媒介を果たすピジンが形成され、さらには、お互いの意思疎通が難しい場合、「リンガ・フランカ」として、近隣のコミュニティとのコミュニケーションにも広く用いられるようになる場合がある。これがピジンで、ニューギニア島をはじめ、太平洋の島嶼地域に広く分布する「ピジン英語」がその代表と言える。

一方、ピジン言語がコミュニティに定着し、ピジンの基層になったコミュニティで元々話されていた言語が消失し、単に、広域コミュニケーション用の媒介言語の立場から離れ、コミュニティを構成する人々の母語となったようなケースがクレオール言語で、ハイチ、マルティニークなどに分布する「カリブ海のフランス語系クレオール群」や、アフリカ・セネガルのベルデ岬沖に位置するカボ・ベルデ諸島の「カボ・ベルデのポルトガル語系クレオール」が著名である。その形成過程を模式化したものを【図1】に示す。

ピジンとクレオールの区別で注意しておかなければならぬのは、媒介機能を持つはずのピジンと、母語になったクレオールとでは、前者の方が外来言語をもたらした側の基層語話者に分かりやすく、後者の方がわかりにくいのではないか、という先入観が得てして通用しないことがある。例えば、「ピジン英語」は太平洋島嶼地域の生活文化、もう一方の基層語(住民の母語)の語彙に通暁していない限り、一般の英語話者には理解が難しい。他方、カリブ海のジャマイカ島で「ジャマイカン・クレオール」のように、一部のクレオール言語(または自らの言語は「クレオール」とあると称する言語コミュニティがはなすことば)は、「外来言語」の母語話者にも比較的容易に理解できる場合がある。

また、英語を基層語とする場合、ピジンもクレオールも存在するが、フランス語を基層とする



【図1】近世～近代期におけるピジンとクレオールの形成過程(離島のケース)

場合、ピジン言語がほぼ皆無であることも注目すべきであろう。

クレオールということばは、もともとスペイン語の「クリオーリョ(クリオージョ) Criollo」という単語を語源としている。この語彙は、特に中南米がスペイン領であった 19 世紀まで、「中南米生まれのスペイン人非混血者(いわゆる白人)」を指すことばであった。中南米の独立運動家シモン＝ボリバル Simón Bolívar (1783-1830 年) やサン＝マルティン San Martín (1778-1850 年) の例を挙げるまでもなく、クリオーリョということばは、かなり初期から、他者からの軽蔑だけでなく、自らの誇りの拠り所となることばであった。これがフランス語に取り入れた時、「下賤な植民地人、そしてその訛り」という意味に転化した。これによって、「白人」だけでなく混血者及び彼らが話すことばもこの語彙の中に組み入れられたのだが、逆にいえば、フランス本国人の海外への文化的決別を示すことばでもある。クリオーリョには、スペイン本国と中南米の中間的響きが残るが、クレオールの方は、あくまで「フランス本国にある言語文化とは全くの別物」という含意が強い。マルティニーク出身のエメ＝セゼール(1913-2008 年) やエドウアール＝グリッサン(1928 年-)がクレオールをハイブリッドな現代を先取りする先進性を負うものとして、他者からの軽蔑を自らの誇りに転化したのも、ようやく 20 世紀後半になってからである。

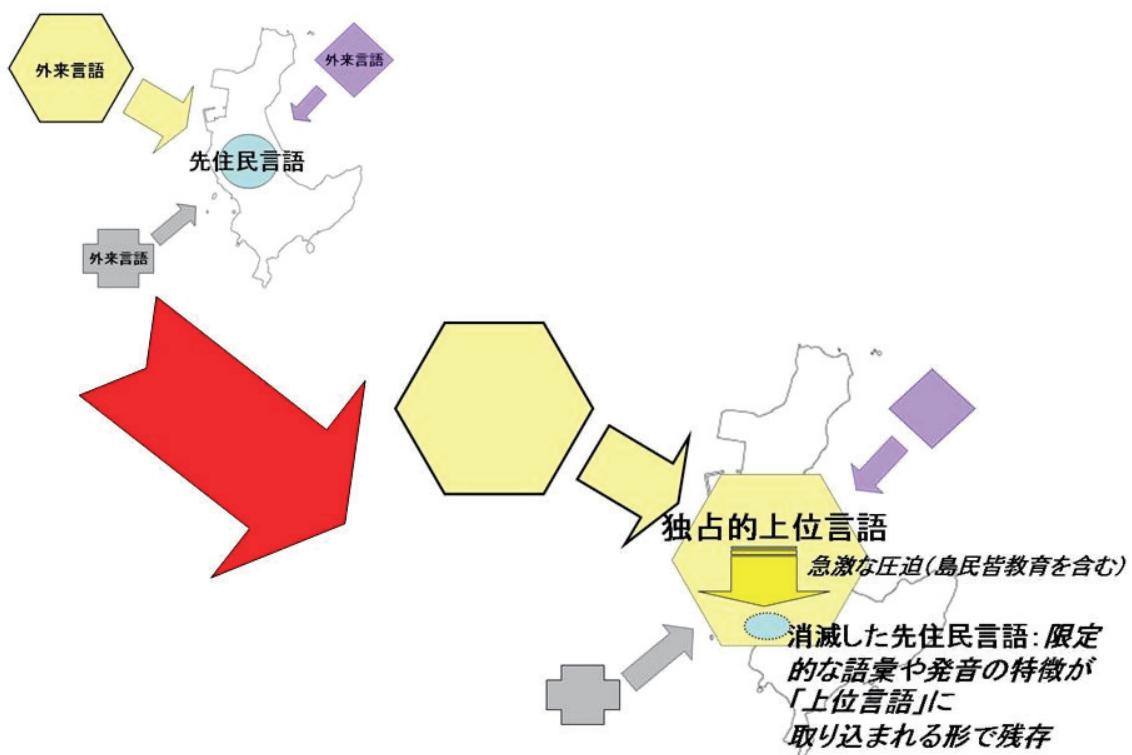
これを見ると、フランス語のまわりに、なぜ「ピジン」が無いか、もしくは「無いことになっているのか」わかるのではないか。フランス本国の母語話者が紡ぐ言語文化とは、それだけ教条主義的で、わずかでも「異形」を見せるよそ者を認めない。彼らにとって「中間」はなく、そうしたものは「間違ったフランス語」でしかない。こうしてみると、英語文化におけるピジンとクレオールと、フランス語文化におけるクレオールは、おのずから取り持つ意味範疇が違うことを意識しなけ

ればならないだろう⁸。

それでは、グローバル化が進む現代において、これまであるピジンやクレオールは今後ともその命脈を保っていけるのだろうか？ そして、近代に多く出現したこうした言語群は、今後とも発生を繰り返すのだろうか？

この2つの問い合わせに対する答えは、【図 2】に示した通り、いずれも否定的なものにならざると得ない。

まず、すでに存在するピジンやクレオールについてであるが、これらの言語が発達した共通の特徴としては、その形成期に、分布地域の植民者以外の住民に対して、学校教育など公教育が付されなかつた事が挙げられる。これは、外来言語をもたらした側である植民者の怠慢、もしくは、奴隸制度をはじめとした身体的、精神的虐待の一侧面といえるが、他方、教育が無いからこそ画一的で硬直した、国民国家的な言語文化の普及が阻害されたとも捉えることができる。しかし、世界中至る所で初等教育が整備・制度化され、就学率が上がる中、幼少期より、規範性が確立された言語が選択され、その言語の「リテラシー」が教育の中心、基盤となる。こうなると、人間の自然な言語活動に任せた言語変化の種となるような口語文化、「オラリティ」のみの言語はますます居場所がなくなりつつある。特に、「文章語」としての性格から最も離れたところにあり、さらに、中途半端で粗野な言語としてレッテルを貼られたステigmaや継続的なトラウマが色濃く残る既存のピジンやクレオールは、存在し続けること、もしくは新たに発生することが最も困難になっている言語文化だといえよう。



【図2】現代における離島の言語変容の模式図

⁸ 伊藤正孝『ビアフラー飢餓で亡んだ国』(講談社、1984年)に、新谷のり子が歌った「フランシースの場合は」をフランス人ビアフラの人道支援活動家に聞かせたところ、日本人の彼女やビアフラに対する連帯の気持ちはわからぬでもないが、フランス語で歌う部分の歌詞が文法的に間違っていて聴くに耐えない」という反応が返ってきたことが述べられている。これなども「フランス語の狭さ」を顕した一例であろう。

さらに、クレオールに限って言えば、クレオールが成立するためには、上記で挙げた条件の他に、離島のような、人間の往来が限られた、試験管か坩堝のような閉塞した環境を必要とする場合が多い。こうした地域では、近代においては「放置されていること」が問題になっていたのに対し、現代社会では人間のモビリティが世界の隅々まで行き渡り、島民が容易に島の外側と交渉を持つようになり、また、島嶼へのエキゾチックな憧れから、規範言語操る都会の観光客がマス=ツーリズムに乗って大量にやってくるようになっている。結果、オラリティとして生き残ることは至難になっており、音楽文化における限定的な可能性を除いては、セザールやグリッサンのように、文学の中や、文字文化として教育プロセスの中に「安置」する他はない状況に追い込まれている。それは、オラリティとして存在してきたクレオールの文化的意義自体をも変容させるであろう。

一方、ピジンの方は、より広範な通用圏を持つ場合が多いが、しかし、ピジンの場合はその媒介性こそが存在意義であった。公教育の普及によってグローバル言語、とりわけ英語が普及し、英語でコミュニティ外部とのコミュニケーションが図られるようになると、一気に廃れてしまう危険性を帯びている。

むすびに変えて

EUによるEU域内における人の移動の自由の推進は、EU域内でのEU市民の人権はモバイルでポータブルな、持ち運びのできるものであるとの宣言でもある。しかし、世界がリキッド化している今日、人権は地域連合(EU)という壁の中のテリトリーの中のみでポータブルであってよいのだろうか？たとえば、欧州市民が世界中どこにいても、逆に、地球のどこを出自とする人もその出自にかかわりなく欧州市民と同等の人権を持ち運びできることこそが、近年言われている「人間の安全保障」という理想とリキッド化社会という現実が調和するポイントではなかろうか？ そうだとすれば、EUはその統合の範を世界中に示すために、外周と内部に厳然と残存するテリトリアリティという壁や垣根をできる限り取り払い、世界中に開かれた、開放系の社会構造を目指すべきではないかと思う。

さて、東アジアはどうだろうか？現在の東アジアは、帝国主義時代の国際関係論の教科書を丸暗記したような、テリトリアリティを前面に押し出した、単層的で国家主義的な国際関係に終始しており、目も当てられない。東アジア共同体や TPPといった議論もあるが、「モノの流通の自由」に関する議論止まりで、「人の移動の自由」に関しては、有り得ないこととして片付けられるか、表面では受け入れを表明しても、事実上は言語の違いを楯にして門前払いにしている。EUに比べて何周遅れているのかわからないほどだ。

東アジアは、ヨーロッパと同じく、世界の他地域よりはテリトリアリティが意識されやすい農耕社会であった。しかし、東アジアでは、ヨーロッパがすでに時代遅れとして廃棄しようとしている国民国家システムを模倣し始める19世紀以前は、あいまいな境界、すなわち「間地域」をはさみながら紛争を未然に回避する柔軟性を持っていた。今では、このような間地域には厳然と国境線が引かれ、それぞれの国家の辺境に成り下がっている。また、西洋が主導して始まったユネスコによる世界遺産の指定が、特にアジア地域において観光資源として経済的価値創造に大いに役立つことがわかると、観光地のテリトリアリティという新たな問題を引き起こしている。

一方、東アジアでは、コミュニケーションに関して、共通のリテラシーとして、オラリティと切り離された漢字を用いる漢文があった。アルファベットと比べて「規範的音声」を強制しない漢字は、オラリティの多様性を残すことと、ことばの権利をポータブルなものにすること(リテラシーとして漢文を知つていれば、京都の人間が長安の街頭にいきなり放り出されても筆談で用を足

すことができ、オラリティ＝話したことばとしての母語と相手の話すことばとの関係性に苦労し、悩むことが少ない)の幸福な接点として、見直されていいかもしれない。本論の後半で、ピジン言語について論及したが、大幅な単純化が前提であるが、漢文は「ピジン・リテラシー」としてコミュニケーションの媒介・ハブになる可能性を持っているのではないか。

東アジアとヨーロッパが、お互いにソリッドなテリトリアリティに引きずられた過去があればこそ、社会が液状化し、属地主義では対応できなくなっている現状にどのように対応すれば良いのか、今後とも双方向の議論が必要になるであろう。

なお、本論は、2010年10月29日開催、神戸大学国際文化学研究科異文化研究交流センター(IReC)2010年度プロジェクト「ヨーロッパにおける多民族共存とEU」研究セミナーにおける寺尾発表「EUにおける少數言語保全と『人の移動の自由』原則」、2011年2月5日開催、日本比較文明学会第90回例会における寺尾発表「グローバリズムの進行とテリトリアリティ(属地／領域性)の無謬化?——壁のこわれた世界は「近代的常識」を破綻させるのか?」(IreC共催、於・神戸大学大学院国際文化学研究科)、2011年3月5日開催、「神戸大学ブリュッセルオフィス オープニング記念シンポジウム『日欧教育研究連携の新時代』」プログラムの一部「欧州統合における文化の役割」における寺尾発表 “Freedom of movement and conservation of the diversity of the culture: The principle of territoriality vs. the principle of personality” の内容をベースに、会場での発表に対するコメント等を参考して書き直したものである。それぞれの発表において貴重なコメントをくださった方々に心より謝意を記す。

【参考文献】

- アジェージュ(2004=2000)『絶滅していく言語を救うために—ことばの死とその再生』白水社
カルヴェ(2006=1974)『言語学と植民地主義—ことば喰い小論』三元社
木村護郎クリストフ、渡辺克義[編] (2009)『媒介言語論を学ぶ人のために』世界思想社
クルマス(1993)『ことばの経済学』大修館書店
寺尾智史(2007a)「ミランダ語の成立——「单一言語国家」とされたポルトガルで認知された言語」
『多言語社会研究会 年報』3号:120-133.
——(2007b)「言語観の日欧比較文明論」比較文明学会『比較文明』23:205-222.
——(2008a)「弱小の少數言語・アラゴン語が問いかけるもの——生き残りの可能性とその意味をめぐって」『社会言語学』VIII:41-59.
——(2008b)「ポルトガルの少數言語ミランダ語——その特徴と保全の現状」月刊『言語』2008年7月号:90-96.
——(2009)「イベリア半島における「コミュニケーションの正常化」とCEFR(ヨーロッパ言語参照枠)
の弱小少數言語保全への適用可能性」神戸大学大学院国際文科学研究科異文化研究交流センター研究報告書『多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究』1-22.
——(2010a)「少數言語と教育——他律性が強いイベリアの弱小少數言語を起点に」東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究『多言語状況の比較研究・第5回研究会記録 報告本体』1-30. (<http://sites.google.com/site/aamultilingualism/cicle5>)
——(2010b)「少數言語保全と言語記述の複数性 ——表記のゆれか、多様性のあらわれか」神戸大学大学院国際文科学研究科異文化研究交流センター研究報告書『ヨーロッパにおける多民族共存:多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチ』23-40.
バウマン(2001=2000)『リキッド・モダニティー液状化する社会』大月書店

- バッジオ一二(2006=1992)『ヨーロッパの言語と国民』筑摩書房
- 山本真弓[編著]、臼井裕之、木村護郎クリストフ[著](2004)『言語的近代を超えて』明石書店
- Arvanitopoulos, Constantine. (Ed.) *Turkey's Accession to the European Union: an unusual candidacy*. Springer: Berlin, 2009.
- Lazzarato, Maurizio. *Le gouvernement des inégalités : Critique de l'insécurité néolibérale*. Éditions Amsterdam: Paris, 2008.
- Terao, Satoshi. "Researching Minority Languages in the Globalism Era: As the Mirror of our own Communication Circumstance", *Reseach Arena* Vol.2 No.2. Kobe University, 2009.
- . "Mirandese as an Endangered Language", *Journal of International Studies* No.35. Kobe University, 2010.
- Todd, Emanuel. *Après la démocratie*. Gallimard: Pairs, 2008.